

平成 28 年 3 月 30 日

利用者の皆様へ

愛知県女性総合センター(ウィルあいち)  
指定管理者 コングレ・愛知グループ

## 平成 28 年 4 月 1 日からの時間外利用枠設定のお知らせ

平素は当センターをご利用いただき、厚くお礼申し上げます。

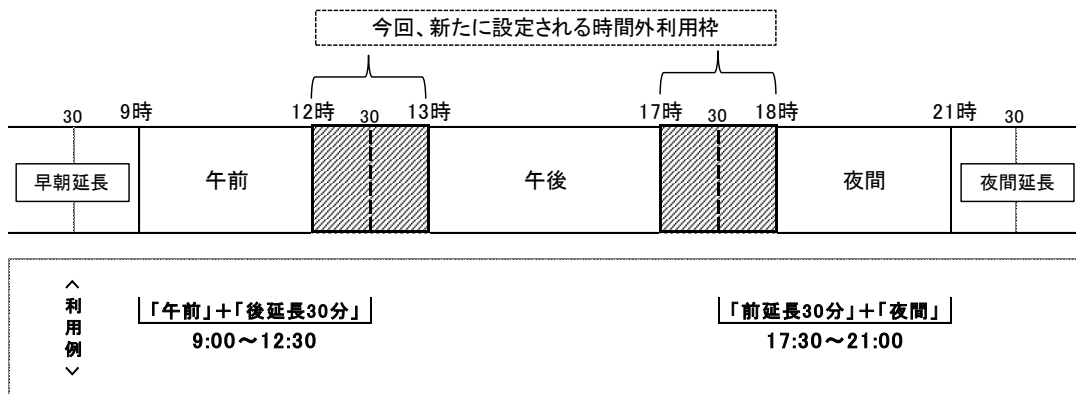
皆様がより便利にお借りいただきやすくなるよう、新たに「時間外利用枠の設定」をいたします。

各施設ごとの利用料金につきましては、別途料金表にてご確認ください。

### 新たな「時間外利用枠(区分間利用)」の設定

催事の準備、片付け等にご利用いただけます。

これまで午前 9:00 以前の前延長として「早朝延長」、夜間 21:00 以降の後延長として「夜間延長」の時間外利用枠がございましたが、新たに「午前と午後の間(12:00～13:00)」「午後と夜間の間(17:00～18:00)」の時間を、「午前」「午後」「夜間」各単位に連続してご利用いただけます。



〈時間外枠(区分間)の利用について〉

- ・「午前」「午後」「夜間」各単位のご利用時に、その単位と連続した枠のご利用ができます。
- ・30分単位でご利用ができます。
- ・「午前」「午後」「夜間」単位のある、すべての施設でご利用ができます。  
(※早朝延長、夜間延長は今まで通り、原則ホール・大会議室ご利用時に限ります。)
- ・備品等の貸出しは対象外となります。

ご不明な点がございましたら、当センター2階の施設利用受付までお問い合わせください。

お問い合わせ先:052-962-2511

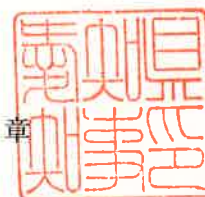
以上

# 公 告

愛知県女性総合センター条例（平成28年愛知県条例第1号）第5条第4項の規定に基づき、愛知県女性総合センターの平成28年4月1日以後の利用から適用される利用料金の額を次のように承認した。

平成28年3月30日

愛知県知事 大村 秀章



- 1 愛知県女性総合センター条例の別表備考で規定する「時間外」のうち、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の利用料金の額

利用料金の名称	区 分		単 位	利用料金の額 (単位：円)
ホール 利用料金	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のために利用する場合		時間外 30 分につき	9,300
	その他の場合		時間外 30 分につき	14,000
会議室等 利用料金	大会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	6,200
		その他の場合	時間外 30 分につき	9,300
	特別会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	3,100
		その他の場合	時間外 30 分につき	4,700
	第一会議室 又は第三会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	800
		その他の場合	時間外 30 分につき	1,200
	第二会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	300
		その他の場合	時間外 30 分につき	400
	第四会議室 又は第五会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,500

	その他の場合	時間外 30 分につき	2,300
第六会議室 又は第七会議室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,300
	その他の場合	時間外 30 分につき	1,900
第一研修室 又は第二研修室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,100
	その他の場合	時間外 30 分につき	1,600
第三研修室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	600
	その他の場合	時間外 30 分につき	900
第四研修室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	600
	その他の場合	時間外 30 分につき	1,000
第五研修室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,100
	その他の場合	時間外 30 分につき	1,700
第六研修室	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,200
	その他の場合	時間外 30 分につき	1,800
第一日本間 又は第二日本間	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	500
	その他の場合	時間外 30 分につき	700
視聴覚室 利用料金	女性団体が利用する場合及び女性の活躍企業等が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,300
	その他の場合	時間外 30 分につき	2,100

実習室 利用料金	創作実習室	専 用 利 用	女性団体が利用する場合 及び女性の活躍企業等が 男女共同参画社会の形成 の促進に関して行う活動 のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,300
			その他の場合	時間外 30 分につき	1,900
	料理実習室	専 用 利 用	女性団体が利用する場合 及び女性の活躍企業等が 男女共同参画社会の形成 の促進に関して行う活動 のために利用する場合	時間外 30 分につき	1,000
			その他の場合	時間外 30 分につき	1,400
	音楽実習室		女性団体が利用する場合及び 女性の活躍企業等が男女共同 参画社会の形成の促進に関し て行う活動のために利用する 場合	時間外 30 分につき	1,100
			その他の場合	時間外 30 分につき	1,600

## 2 適用日

平成28年4月1日